

里アクティビティゾーン指定管理予定者公募要領（以下「公募要領」という。）の付随資料及び質問回答書をいう。）及び公募時に提出した事業計画書に従って指定管理業務を実施するものとする。

- 2 本協定、公募要領等及び公募時に提出された事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募要領等、公募時に提出された事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募時に提出された事業計画書で指定管理業務に関する仕様書を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

（指定管理者の収入）

第7条 乙の指定管理業務に係る全ての経費は、利用料金収入及びその他の収入により賄う方法（独立採算型）により管理運営することとし、甲は、指定管理料その他名称の如何を問わず、指定管理業務の実施の対価を乙に対して支払わないものとする。

（利用料金）

第8条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

- 2 乙は、設置管理条例に基づきあらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免、還付の基準について定めるものとする。

（納付金）

第9条 乙は、指定期間中に甲に対して納付金を年間●円支払うものとする（以下「納付金」という。）。

- 2 納付金の詳細については、別途甲及び乙の間で毎会計年度ごとに締結する年度協定に定めるものとする。
- 3 甲は、毎会計年度の初日に、当該会計年度の納付金の支払いに関する請求書を乙に送付するものとする。乙は、当該請求書を受領してから30日以内に甲に対して、納付金を甲の指定する口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（納付金の変更）

第10条 甲は、次の各号に掲げる場合には、甲及び乙の協議により納付金の額を改定することができる。

- (1) 租税その他の負担の増減により納付金が不相当となった場合
- (2) 経済事情の変動により納付金が不相当となった場合
- (3) 乙が指定満了日後も対象施設の指定管理者に再指定された場合

（管理の基準）

第11条 乙が行う本施設の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時に本施設の休館日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) 本施設の利用時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) 本施設の利用時間及び利用料金（減免、還付制度を含む。）は、ホームページに掲載するほか、利用料金表等により周知を図ること。
- (4) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、設置管理条例の規定並びに次条の規定により行うこと。
- (5) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。

- (6) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (7) 施設及び設備は、定期的に保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (8) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (9) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (10) 施設又は施設利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (11) 建物の改築、構築物の新設等又は機械装置の新設等、本施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (12) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (13) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (14) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること。
- (15) 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (16) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第28条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (17) その他適正な管理を行うため甲が必要と認める事項を遵守すること。

（利用に関する許可の基準）

第12条 乙は、利用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 本施設の施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 衛生上支障があると認められるとき。
 - (6) その他管理上支障があると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 3 乙は、利用に係る申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 4 乙は、設置管理条例の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、これを事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならぬ。
- 5 乙は、前項の不利益処分をするときは、栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、同条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、栃木県聴聞手続規則（平成6年栃木県規則第55号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。
- 6 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴すること

を拒んではならないものとする。

(総括責任者の配置)

第13条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(利益供与に関する指導)

第14条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、施設利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(開業準備)

第15条 乙は、指定管理業務を開始する日に先立ち、指定管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(年度別事業計画書等)

第16条 乙は、令和7(2025)年度から令和17(2035)年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の2月末日までに甲に提出するものとする。

- (1) 管理執行体制
- (2) 事業計画
- (3) 自主事業の内容及び実施時期
- (4) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- (5) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに、通則条例第4条第5号に定める書類(法人でない団体についてはこれに準ずる書類)を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画書を変更することができない。

(定期報告)

第17条 乙は、次の各号に掲げる事項について毎月20日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) 利用状況(施設利用実績報告書)
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 利用者アンケートの結果及びその対応状況
- (4) 施設・設備等の修繕等の報告

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 乙は、毎年度終了後、原則として60日以内に、本施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の指定管理業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は指定管理業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は指定管理業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金等の収入実績
- (3) 指定管理業務に係る経費の収支状況
- (4) 施設修繕の実施状況
- (5) サービスの向上を図った事項と成果
- (6) 指定管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(自己評価の実施)

第19条 乙は、本施設の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その報告書を前条本文の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第20条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、本施設の管理の適正を期するために、乙に対して、第11条に定める管理の基準に従って行われるべき当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、第20条に定める事業報告書及び前条の自己評価の報告書の点検並びに実地の調査の結果を踏まえ、乙による管理運営状況の評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に定める。

(地位の承継等の制限)

第21条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、又は指定管理者としての権利について譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第22条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（「（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーンの指定管理予定者及び指定管理者の管理運営業務に関する仕様書」において定める業務をいう。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部（前項に規定する主要な部分を除く。以下同じ。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(譲渡等の禁止)

第23条 乙は、本施設の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(文書の管理・保存)

第24条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図画及び電磁的記録

を含む。以下同じ。)については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、指定管理業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第26条 乙は、乙の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)若しくは管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密(個人情報を除く。)を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、当該業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(情報公開)

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものの公開については、乙が定める情報公開規程等により行うものとする。

2 前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更する場合も同様とする。

3 乙は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。

(著作権)

第28条 指定管理業務の実施にあたり甲又は乙が自ら作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについては、その著作権は作成者に帰属するものとする。

2 甲は、本施設の管理の目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等を無償で使用することができる。なお、甲が第三者に当該書類等を使用させ又は公開する場合は、事前に乙の承諾を得なければならない(ただし、乙は、かかる承諾を不合理に拒絶しないものとする。)

(環境への配慮)

第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水道等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

(2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(リスク分担)

第30条 指定管理業務に関するリスク分担については、別記3「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(施設、設備及び物品の使用)

第31条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する本施設の施設、設備及び物品を無償で使用することができる。

(施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分)

第32条 本施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分については、別記4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりする。

2 乙は、本施設の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(保険契約等)

第33条 乙は、指定管理業務を開始する日までに、次の内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) その他指定管理業務を実施する上で必要又は有効な保険

2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(緊急時の対応)

第34条 指定期間中、指定管理業務の執行に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第35条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行う本施設の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第36条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第37条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、公募要領等において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。))のうち、本協定の当事者のいずれの責めにも帰さない

事由（経験ある管理者及び乙の総括責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。なお、本施設の利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。以下同じ。）により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第38条 甲は、乙（乙が共同企業体の場合には乙の構成員。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- （1） 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。
- （2） 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。
- （3） 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- （4） 法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
- （5） 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
- （6） 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- （7） 乙が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申立てをしたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- （8） その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取り消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- （1） 公募要領に定める応募資格を失ったと認められるとき。
- （2） 財務状況が悪化し、指定管理業務の履行に影響があると認められるとき。
- （3） 本協定の事項に関して違反をしたと認められるとき。
- （4） 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
- （5） 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
- （6） その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- （1） 役員等（役員又はその支店若しくは常時その業務に関して契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- （2） 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- （5） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （7） 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償等)

第39条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、法第244条の2第11項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第40条 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき及び法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、本施設の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、通則条例第9条の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第41条 乙は、指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、本施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務及び前納された本施設の利用料金の引継ぎを実施するものとする。なお、引継ぎの方法等については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継に要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第42条 本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、本協定を改定することができる。

(公の施設の廃止)

第43条 甲は、第4条の規定による指定期間にかかわらず、本施設を公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により乙に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(信義則)

第44条 甲と乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第45条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第46条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第47条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項が必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

別記 1

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の管理基準等)

第2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

(文書等の保存期間)

第3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）別表に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄の手続)

第4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報取扱特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、指定管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第7 乙は、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、指定管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、指定管理業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、指定管理業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に指定管理業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

第12 乙は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、指定管理業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第15 甲は、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記3

リスク分担表

No	種 類	内 容	負担者	
			甲	乙
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
		施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		指定管理業務の内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加・減少		○
		上記以外		○
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」による		
11	展示物、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
13	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
14	収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
15	個人情報の漏えい			○
16	事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における乙の撤収費用		○

別記 4

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項 目	実施区分		実施区分の考え方
		甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等			基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲と乙で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等			基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲と乙で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購 入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、甲が実施する。
			○	営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、乙が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		甲の所有する備品に限る。
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等			○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

【基本的考え方】

- 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。
- 2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲と乙で協議する。
- 4 「備品」とは、その形質又は形状を変えず、長期間継続して使用及び保存をすることができるもので、取得価額又は評価額が10万円以上のものをいう。